

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の5第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年12月7日

**【会社名】** 株式会社テー・オー・ダブリュー

**【英訳名】** TOW CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）  
江 草 康 二

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

平成24年9月26日に提出いたしました第36期（自平成23年7月1日至平成24年6月30日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

### 3 評価結果に関する事項

## 3 【評価結果に関する事項】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）江草康二は、平成24年6月30日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）江草康二は、平成24年6月30日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

平成24年10月に、当社の管理本部における滞留売掛金調査の過程で、回収できない売掛金が存在することが判明し、これを契機として当該担当者より聴取する等の調査を進めたところ、売上高の過大計上及び売上原価の過少計上といった不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。これを受け、平成24年11月6日付けで社内調査委員会を設置いたしました。

当該調査の結果、平成21年6月期より不適切な会計処理が行われていたことが明らかとなりました。

これに伴い当社は、平成21年6月期以降の決算を訂正し、平成21年6月期から平成24年6月期の有価証券報告書、平成22年6月期から平成24年6月期第3四半期までの四半期報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

当該不適切な会計処理が実行され発見が遅れた原因は、新規の特殊業務に対し、リスクの識別及びそのリスクに対応した管理体制を構築する全社的な内部統制及び当該業務に対する販売管理プロセス及び仕入管理プロセスに開示すべき重要な不備があったことによるものと認識しております。

なお、開示すべき重要な不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了していません。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、重要な欠陥を是正するために、是正措置、再発防止策を講じ、内部統制の一層の強化を図ってまいります。

財務報告に係る内部統制の重要な欠陥を是正するための措置を以下のように考えております。

### 1. 全社的な内部統制に対する是正措置

#### （1）新規事業に対する内部統制の構築

#### （2）プロジェクト別の原価管理の細分化

### 2. プロセスレベル統制に対する是正措置

#### （1）売上計上の統制手続の強化

( 2 ) 仕入計上の統制手続の強化

3 . 内部統制のさらなる強化

( 1 ) 管理監督者の新規業務に対する知識・経験の向上

( 2 ) コンプライアンス教育の充実

( 3 ) 内部通報制度の周知徹底

( 4 ) 内部監査室の機能強化

以上